

私幼第 01160 号

令和 2 年 3 月 17 日

全日私幼連

加盟園 設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会

総務委員長 坪井 久也

幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援について

(新型コロナウイルス感染症対策)

日頃より本連合会の諸活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、3月11日に発出させていただきました「令和元年度教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)に係る『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備』の取り扱い」の件、子供用マスクや消毒液等の保健衛生用品の購入に必要な経費の所要額上限等の取扱について、短期間での緊急的な検討に基づく措置ということもあり、私立幼稚園・幼稚園型認定こども園(所要額上限:1施設4万円)と保育所・保育所型認定こども園(所要額上限:1施設50万円)の間に差が生じておりました。

しかし、施設類型間の公平な取扱を求める加盟園の皆様のご要望にお応えすべく、全日私幼連・香川会長が連日にわたり、政府・与党国会議員及び諸官庁等への重層的な折衝を行い、この短期間でその差を解消し、幼稚園・幼稚園型認定こども園に対しても所要額上限1施設50万円とすることができました。(令和2年度においても同様の措置となります。)

引き続き、日々の国会議員への折衝、諸官庁への要望、適切な情報収集等を通じて、施設類型間の不公平が生じないようにするとともに、加盟園各位の安心・安全な経営環境の確保のため精力的に活動してまいります。

以 上

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 6 日

各都道府県
教育支援体制整備事業費交付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和元年度及び令和2年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）に係る「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」（新型コロナウイルス感染症対策）の募集等について（通知）

幼児教育の振興につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）における新型コロナウイルスの感染症対策の一環として、令和2年3月10日付け事務連絡「令和元年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）に係る「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」の取り扱いについて」によりお知らせしたところです。

その後、上記の取り扱いを受けた各都道府県からの事業申請状況や御要望等を踏まえ、補助限度額の拡充等を図った上で、令和2年度予算においても同様の措置を図ることといたしましたので改めてお知らせいたします。

つきまして、下記のとおり再度事業募集を行うこととなりましたので、各都道府県におかれましては期日までに御提出いただきますようお願いいたします。なお、都道府県内で複数の部局にまたがる場合は、教育支援体制整備事業費交付金御担当課において取りまとめの上、提出先まで御提出ください。

記

1 補助限度額の拡充について

既交付決定額に不足が生じている場合、追加交付希望の所要額の上限を「都道府県や市町村の配布対象となる施設数×40千円」としていましたが、この考え方を変更し、1施設あたり 500千円以内を補助限度額とします。

この補助限度額の範囲内で、子供用マスクや消毒液等の消耗品や空気清浄機等の感染防止に必要となる備品等の保健衛生用品を購入することができます。

なお、令和2年3月10日付け事務連絡でお知らせしているとおり、他事業で生じている
不用見込額は活用可能ですので、令和元年度分に係る追加の事業計画を提出する際は、未執行分を全額活用してなお不足する分に限定するよう、あらかじめ令和元年度の執行状況を十分に確認するようお願いします。

2 補助事業者の拡充について

令和2年3月10日付け事務連絡でお知らせした保健衛生用品の購入等事業では、都道府県又は市町村を補助事業者としていましたが、これに「幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）の設置者」を加えることとしました。

3 令和2年度予算による対応について

マスクや消毒液等にかかる現下の品薄状況、令和元年度執行可能期間が極めて短期間であることを踏まえ、令和2年度においても補助率（10/10）や補助限度額（500千円）を含めた令和元年度と同様の措置を実施することとしましたので、令和元年度分として事業計上する分は、事業内容や執行スケジュールを十分に検討・精査した上で、令和元年度内に確実に納入・使用開始が可能な分に限り、それ以外は令和2年度予算分として計上するようお願いいたします。

4. 事業計画書の提出について

令和元年度執行分に不足が生じる場合や令和2年度執行分がある場合は、令和2年3月23日（月）10時までに別紙により下記提出先まで御提出ください。

（提出先）

アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【県番号・都道府県名】教育支援体制整備事業費交付金事業計画書（緊急再追加分）（提出）」としてください。

（今後のスケジュール）

事業計画書の提出後、当課で追加交付内定額を提示し、その範囲内で変更交付申請書の作成を別途依頼します。

- ・事業計画書の提出期限・・・令和2年3月23日（月）10:00【締切厳守】
※令和2年度執行予定分について上記期限までに取りまとまらない場合は、令和2年3月26日（木）12:00までに御提出ください。
- ・令和元年度変更内定（追加交付内定額の提示）・・・締切後速やかに
※令和元年度変更交付申請書の提出期限及び変更交付決定日については、追加内定時にお知らせします。
- ・令和2年度内定・・・令和2年4月1日（水）
※令和2年度交付申請書の提出期限及び交付決定日については、追ってお知らせします。

【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係

電 話：03-5253-4111（内2714）

03-6734-2714（直通）

メール：youji-shinkou@mext.go.jp